主　　文

被告人を拘禁刑８月に処する。

未決勾留日数中８０日をその刑に算入する。

理　　由

（罪となるべき事実）

第１　被告人は、公安委員会の運転免許を受けないで、令和８年５月２５日午前１１時１８分頃、埼玉県三郷市ＡＢ丁目Ｃ番地D付近道路において、普通乗用自動車を運転した。

第２　被告人は、公安委員会の運転免許を受けないで、同月２６日午後２時５４分頃、同市ＡＢ丁目Ｅ番地Ｆ付近道路において、前記車両を運転した。

第３　被告人は、公安委員会の運転免許を受けないで、同年６月３日午後１時１５分頃、同市ＡＢ丁目Ｇ番地H付近道路において、前記車両を運転した。

（量刑の理由）

１　本件各犯行は、交通事故前科の執行猶予期間中に、無免許運転を繰り返した事案である。被告人は、前刑の言渡しから半年余りで本件各犯行に及んだものであり、交通法規軽視の姿勢は明らかである。また、令和８年５月２５日から同年６月３日までのわずか１０日間に無免許運転を３回繰り返しており、常習性が認められる。無免許運転の距離が長くないことを考慮しても、判示各犯行の犯情は悪質であり、被告人が事実を認め、反省・謝罪等の意思を示したこと、自動車を手放したこと、３歳の子供を含む被告人の家族が困窮していること、被告人の妻が監督を約束していること等の事情を総合しても、再度の執行猶予を付すべき事案には該当しない。被告人に対しては、上記の各事情に加え、前刑の執行猶予が取り消されて、長期間刑事施設に収容されることが見込まれること等を考慮し、同種事案についての量刑傾向を参照の上、主文の実刑に処するのが相当である。

２　弁護人は、判示各犯行について、被告人は、三郷市内の駐車場（以下「本件駐車場」という。）から当時住んでいた同市内の集合住宅棟（以下「本件集合住宅棟」

という。）の前までの３５０ｍ程度の短い区間（以下、本件駐車場から本件集合住宅棟までの区間を「本件区間」という。）を運転し、又は、運転しようとしただけであり、そこで妻に運転を引き継ぐつもりであった、判示各犯行以外に無免許運転はしていない、判示各犯行についても、本件区間は、複数の集合住宅棟の集まりの敷地内であるから､私有地であり免許が必要な公道ではないと誤解していた、したがって、本件各犯行の犯情は、同種事案と比べて、相対的に軽微である、と主張する。

被告人は、判示各犯行以外に無免許運転をしたことはなく、判示各犯行のすべてについて、本件集合住宅棟の前を目指し、そこで妻に運転を引き継ぐつもりであった、と供述する。しかし、警察官の視察結果によれば、判示各犯行のうち、本件集合住宅棟の前で、自動車の運転が被告人からその妻に交代されていることが確認できるのは、判示第１の犯行のみである。他方で、判示第２の犯行も判示第３の犯行も判示第１の犯行と異なる運転経路を辿っていて、本件集合住宅棟の前を目指していたか疑問がある。とりわけ判示第３の犯行の運転経路は、本件駐車場を出発後、本件区間から大きく外れて、右左折を繰り返しながら周囲を一回りした後で、本件駐車場に戻るというものである。被告人は、本件集合住宅棟とは別の目的地を目指して出発したが、いずれかの地点で、何者かによる尾行（実際には警察の尾行)に気づき､尾行の有無を確かめるため右左折を繰り返した後、本件駐車場に戻ったとみるのが合理的である。また、判示各犯行とは別の機会になるが、防犯カメラ画像によれば、令和８年５月２７日、三郷市内の本件区間から離れた久喜市内の被告人の関係先から被告人の所有名義に属する自動車が発進したが、これを運転していた者は、被告人と容姿や身なりが酷似していた。同自動車を運転していたのは、被告人その人であったと認められる。被告人は、判示各犯行以外にも無免許運転をし、その運転の範囲も本件区間に限られるものでもなかったと認められる。以上の認定判断に反する被告人の供述は採用できない。

次に、被告人は、本件区間について複数の集合住宅棟の集まりの敷地内である

から、私有地であり免許が必要な公道ではないと誤解していたと供述する。しかし、捜査用カメラの画像によれば、本件区間のうち、本件駐車場が面していたのは主要地方道（県道）であり、アスファルト舗装上にセンターラインがペイントされ、信号機や横断歩道によって交通整理がなされていた。それ以外の部分も、アスファルトで全面舗装され、車２台が行き違いできる程度の幅が確保され、区画線をもって歩車道の分離、道路標識や停止線をもって一時停止義務が表示されるなどしていた。本件区間は、明らかに「道路」としての体裁を備えており、実際に不特定多数の車両や歩行者の通行の用に供されていた。運転免許無くして本件区間を走行することは、その危険性が高く、公共の危険を害する危険があって許されないことは、一見して明らかであった。また、遺留品発見報告書及び被告人の公判供述によれば、被告人は、判示第３の犯行の直後、警察に現行犯人逮捕されたが、その際、それまでに運転していた本件自動車の鍵を投棄した。これは、判示第３の犯行である無免許運転の証拠を隠滅することを意図した行為であると理解できる。被告人は、無免許運転の違法性を十分に認識していたと認められる。以上の認定判断に反する被告人の供述は採用できない。

したがって、弁護人の主張は、その前提とする事実関係を大きく異にするので、これを採用することはできない。

（求刑　拘禁刑１年２月）

令和８年１１月１２日

さいたま地方裁判所越谷支部

裁判官　　鈴　　木　　敦　　士